

「昭和100年」関連施策関係府省連絡会議 運営要領

令和6年12月23日
「昭和100年」関連施策関係府省連絡会議
議長決定

「昭和100年」関連施策関係府省連絡会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議は、原則として、非公開で行うこととする。
2. 会議において配布された資料は、公表する。ただし、議長が特に必要と認めるときは、その一部を非公表とすることができる。
3. 会議終了後、記者会見を行うこととした場合に、会議での発言の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏せるものとする。
4. 会議の議事要旨は、公表する。ただし、議長が特に必要と認めるときは、その一部を非公表とすることができる。